

届出制手数料に係る手数料表	
サービスの種類および内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の年間賃金の50%を上限とする額。 なお、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、当該求職者の年間賃金の50%または充足1件につき100万円のうち、いずれか高い方を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の年間賃金の50%を上限とする額。 なお、求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、当該求職者の年間賃金の50%または充足1件につき100万円のうち、いずれか高い方を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度
弊社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者 本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により出社後3ヵ月未満で退職した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとします。なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。 (1) 求職者が3ヵ月未満で退職した場合 : 紹介手数料の$\{(3-\text{就業月数})/3\}$を返金します。 (2) 求職者が3ヵ月以上就業した場合 : 返金なし。

株式会社ユニ・シード